

※必ずお読みください。(裏面あり。)

(誓約書 関係条文) 【指定障害福祉サービス事業者用】

■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (関係条文抜粋)

(第36条第3項各号(一部要約))

- 1 申請者が都道府県(政令市・中核市)の条例で定める者でないとき。
- 2 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第43条第1項の都道府県(政令市・中核市)の条例で定める基準を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第43条第2項の都道府県(政令市・中核市)の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 4 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わ²り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 6 申請者が、法の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者〔以下「役員等」という。〕であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、当該事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を考慮して、指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 7 申請者と密接な関係を有する者(申請者〔法人に限る。以下この号において同じ。〕の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの〔以下この号において「申請者の親会社等」という。〕、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、法の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、当該事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を考慮して、指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 8 申請者が、法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 9 申請者が、法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に法の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 10 第8号に規定する期間内に法の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 11 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 12 申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 13 申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者であるとき。

■ 姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（関係条文抜粋）

- 第4条 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、次の各号に定める障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
- (1) 療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）
姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けていない法人その他の団体又は姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団員若しくは暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者
 - (2) 前号以外の障害福祉サービス
法人（姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けていない者に限る。）
- 第7条2 指定居宅介護事業所において、管理者は、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。
- ※ 第7条を準用する規定
第8条（重度訪問介護、同行援護及び行動援護）、第101条（短期入所）、第115条（重度障害者等包括支援）
- 第32条2 指定居宅介護事業者は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。
- ※ 第32条を準用する規定
第44条（重度訪問介護、同行援護及び行動援護）
- 第52条2 指定療養介護事業所において、管理者は、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。
- ※ 第52条を準用する規定
第82条（生活介護）、第144条（自立訓練（機能訓練））、第154条（自立訓練（生活訓練））、第165条（就労移行支援）、第175条（就労継続支援A型）、第187条（就労継続支援B型）、第194条4（就労定着支援）、第194条15（自立生活援助）
- 第69条2 指定療養介護事業者は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。
- 第91条2 指定生活介護事業者は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。
- ※ 第91条を準用する規定
第149条（自立訓練（機能訓練））、第159条（自立訓練（生活訓練））、第172条（就労移行支援）、第185条（就労継続支援A型）、第190条（就労継続支援B型）
- 第108条2 指定短期入所事業者は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。
- 第122条2 指定重度障害者等包括支援事業者は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。
- 第194条 指定就労定着支援事業者は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。
- ※ 第194条10を準用する規定
第194条の20（自立生活援助）
- 第197条3 指定共同生活援助事業所において、管理者は、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。
- 第206条2 指定共同生活援助事業者は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。